

くまもと医工連携推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 本組織は、「くまもと医工連携推進ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、県内企業の医療・福祉関連産業における取引拡大や新規参入に向けた取り組みを支援し、本県の医療・福祉関連産業の振興を図るとともに、医療・介護等のQOLの向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 医療や福祉等の現場ニーズや県内企業が持つシーズなど、医療・福祉関連産業の事業創出につながる情報の収集及び提供
- (2) 医工連携の取り組みを推進するための学習会、講演会等の開催
- (3) 医工連携による製品開発を支援するための補助事業
- (4) 医工連携による製品開発を支援するための専門家派遣事業
- (5) 展示会の開催や出展支援など取引拡大の支援に関する事業
- (6) 会員の募集、会員への情報提供、会員相互の連携促進に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(推進本部、推進委員及び会員)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げる推進本部、推進委員及び会員によって構成する。

- (1) 推進本部 ネットワークの運営を行う別表1に掲げる機関、団体
- (2) 推進委員 ネットワークの活動を支援する別表2に掲げる機関、団体等
- (3) 会 員 第2条の目的に賛同する別表3に掲げる企業、機関、個人等

(事務局)

第5条 ネットワークの事務を処理するため、一般社団法人熊本県工業連合会(以下、「県工連事務局」という。)に事務局を置く。

2 県工連事務局の長は、本ネットワークの運営に係る請求、代金等の受領の権限を有するものとする。

3 事務局は、推進委員の選任、委嘱及び解嘱を行う。

(会員の入会及び退会等)

第6条 ネットワークに入会を希望する者は、別に定めるところにより事務局に入会申込書等を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

2 ネットワークを退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

3 会員の会費は、無料とする。

(推進本部会議)

第7条 ネットワークの運営に係る推進本部会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、第4条第2項で定める推進本部で構成する。

3 会議は、事務局が招集する。

4 会議は、毎年1回定時会議を、その他、臨時会議を開催する。

5 会議は、次の事項を審議、議決する。

(1) ネットワークの規約の制定、変更等に関すること。

(2) ネットワークが行う事業計画及び事業報告に関すること。

(3) ネットワークの収支予算及び収支決算に関すること。

(4) 監事の選任及び解任に関すること。

(5) その他、ネットワークの運営に関わる事項に関すること。

6 会議の議長は、出席者のうちから互選とする。

7 会議は、構成する機関、団体数の過半数をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できない場合は、委任状の提出により出席者とみなす。

8 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(事業選定委員会)

第8条 第3条第3項の補助事業の選定を行うため、事業選定委員会を置く。

2 事業選定委員会の設置要領は、別に定める。

(委員会)

第9条 専門技術分野に関する協議等を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置は、推進委員からの提案とし、事務局が決定する。

3 委員会の運営は、提案した推進委員がこれにあたるものとする。

(会計年度)

第10条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

- 第11条 ネットワークの会計を監査するため、監事を置く。
- 2 監事は2名とし、会議の議決によって推進本部を構成する機関、団体の中から選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、監事を推進本部を構成する機関、団体以外中から選任することができる。
- 3 監事の任期は、2年以内とする。

(繰越損益)

- 第12条 本ネットワークの収支決算に差損益があるときは、翌事業年に繰り越すものとする。

(雑則)

- 第13条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項は、会議で定める。

附 則

この規約は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(別表1) 推進本部

区 分	機 関 、 団 体 等 名
大 学	国立大学法人 熊本大学 熊本創生推進機構
行政機関	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課
	熊本県 産業技術センター
	熊本県 健康福祉部 健康福祉政策課
	熊本市 経済観光局 産業振興課
	熊本市 健康福祉局 健康福祉政策課
団 体	熊本商工会議所 事務局
	一般社団法人 熊本県工業連合会 事務局

(別表2) 推進委員

区 分	団 体 等 名
大 学 等	医工連携の取組みに関わりのある学部（医療、介護、福祉、工学等）を持つ熊本県内の大学、短期大学及び専門学校
団 体	熊本県内の医療、介護、福祉等の推進を図る団体
支援機関	公益財団法人 くまもと産業支援財団

(別表3) 会 員

区 分	団 体 等 名
企 業	熊本県内のものづくり企業等 熊本県外の製造販売企業等
医療・福祉	熊本県内の医療機関、福祉や介護施設及び各機関・施設の従事者